

平成 18 年の建設業における労働災害の状況と傾向

山崎 弘志

今般、厚生労働省から平成 18 年の労働災害の発生状況が公表された。この内容に基づきつつ、建設業における労働災害の状況と傾向について、図表を交えながら概況を述べる。

なお、建設業の労働災害、事故等の逐年の発生傾向を踏まえた方策は、本年 3 月に、

- ①厚生労働省では「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」の通達
- ②国土交通省では「平成 19 年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について」の通達を発出し、建設業労働災害防止協会（建災防）及び傘下の会員企業に協力要請をしている。

また、

- ③建災防では、「平成 19 年度建設業労働災害防止実施計画」を定め、建設企業が取り組む事項を定めている。

建設企業は、ここに示す労働災害の状況を厳粛に受け止めて、示された①～③の方策と、自社の工事の特性・課題等を踏まえ、自社にあった諸施策を定め展開し、一層確実に、効果的な労働災害防止活動に取り組んでいかなければならない。

注) 上記通達の内容はインターネットで参照されたい。建設業労働災害防止実施計画は建災防にて配布中。

キーワード：死亡災害、重大災害、三大災害（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害）、熱中症予防、手すり先行工法、足場先行工法、全建統一様式、建設機械等使用届、接触防止措置、移動式クレーン機能付き油圧ショベル、ステッカー運動、土止め先行工法、安全衛生教育、PDCA、リスクアセスメント、COHSMS

1. はじめに

建設産業は、我が国の基幹産業として多くの就業機会を提供し、また、社会資本整備の担い手として、地域経済の発展のために重要な役割を果たしている。

しかしながら、現在の建設産業は、建設投資の減少、価格競争激化、熟練技能労働力確保の困難性にも直面している。

このような現況下にあっても、建設産業には、工事における安全、安心の確保を、より確実に、効果的に進め、労働災害防止を図ることが求められる。

ここに、平成 18 年の労働災害の発生状況を注視するが、どのような時代でも「安全第一」であり、建設企業は、今後もとどまることなく、安全衛生管理活動を推し進め、工事におけるリスク低減を、自主・自律的に行い、安全衛生水準の向上に努めていかなければならない。

2. 労働災害の状況と傾向

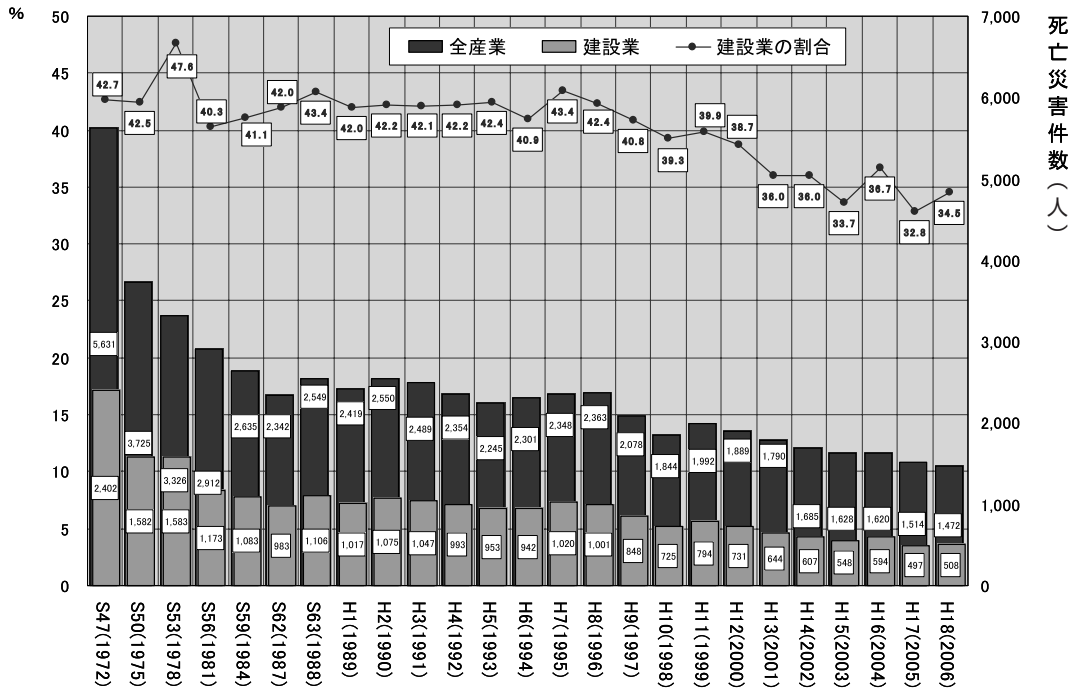
(1) 年度別死亡災害・死傷災害の発生状況

建設業における労働災害は、関係者の努力により、長期的には減少している。特に、平成 17 年の死亡災害は、497 人となり、数字の上では初めて年間の死亡者数が 500 人を下回った。

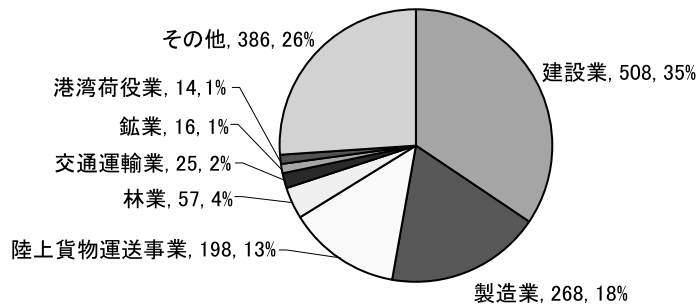
しかしながら、未だ多くの方々の尊い命が奪われているのが現実である。

平成 18 年の建設業の死亡災害は 508 人で平成 17 年に比べ 11 人の増となった（図—1）。また、休業 4 日以上の死傷災害は 26,872 人で、平成 17 年に比べ 321 人の減となっている。さらに、全産業に占める建設業の死亡災害・休業 4 日以上の死傷災害の割合は、それぞれ 35%、22%と依然して高い状況にある（図—1, 2, 3）。

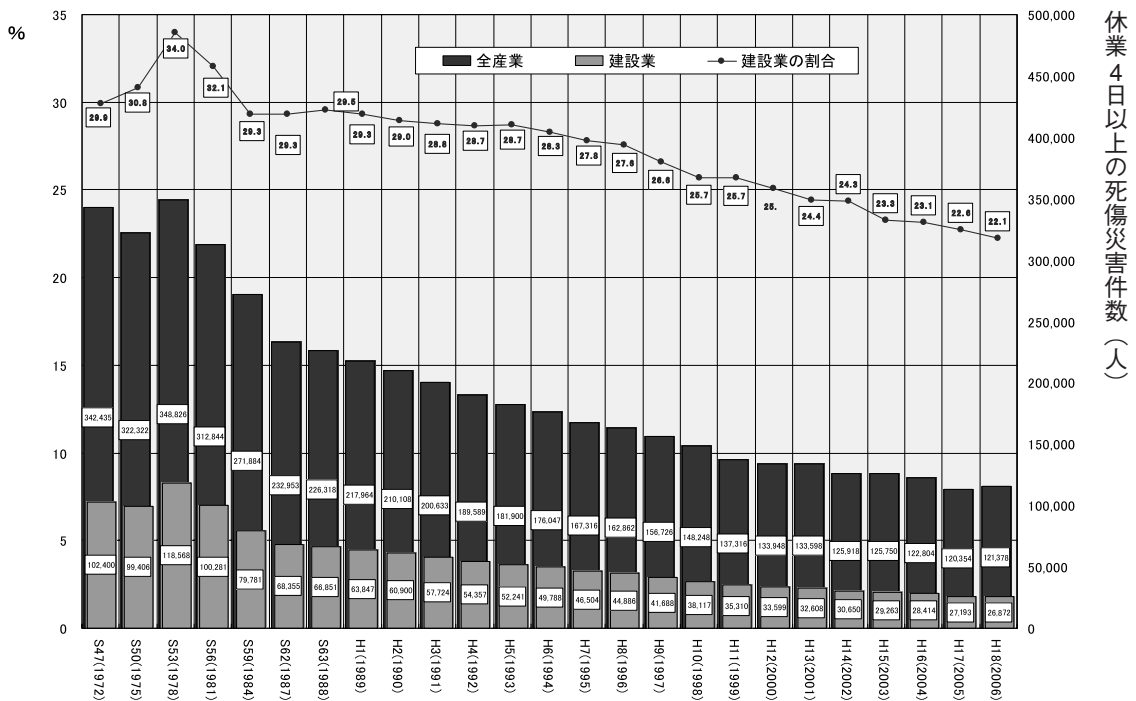
平成 18 年の建設業の死亡災害が、増加に転じたことは憂慮すべき事態であり、逐年の死亡・死傷災害の減少傾向を後戻りさせないよう、建設関係者は、今後、一層の労働災害防止活動に取り組まなければならない。



図一 死亡災害の発生状況



図二 死亡災害の業種別発生状況 (平成 18 年 計 1,472 人)



図三 休業 4 日以上 の死傷災害の発生状況

(2) 重大災害の発生状況

建設業における重大災害（一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害事故）の発生状況をみると、表—1のように平成18年は120件となり、ここ3年毎年増加していることになる。

なお、建設業の重大災害は、一度発生すると多くの作業者を巻き込むことになる交通事故、中毒、倒壊、火災での発生件数が多くなっているため、これらに対する教育、測定、換気、点検など、安全確保の基本対策の確実な履行が必要である。

表—1 重大災害の発生状況

区分	年	件数	死傷者数
全産業	平成18年	318	2117 (85)
	平成17年	265	2286 (68)
	平成16年	274	1431 (97)
建設業	平成18年	120	543 (45)
	平成17年	93	419 (21)
	平成16年	89	364 (44)

注) () 内は、死亡者数。

(3) 工事の種類別死亡災害の発生状況

工事の種類別に死亡災害をみると、表—2のように土木工事では200人(39%)、建築工事では225人(44%)、設備工事では83人(16%)となっており、

特に、建築工事が昨年より22人、4ポイントの増加となっている。

(4) 工事の種類別・災害の種類別の死亡災害の発生状況

工事の種類別・災害の種類別の死亡災害は、表—3のようになる。

建設業の「三大災害（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害）」でみると、三大災害で死亡災害全体の62%を占めている。

三大災害別・工事の種類別では、墜落災害は建築工事で110人、墜落災害全体の6割近くを、建設機械・クレーン等災害は土木工事で44人、建設機械・クレーン等災害全体の6割近くを、倒壊・崩壊災害は土木工事で24人、建築工事で23人、各々5割近くを占めている。

建設業の三大災害には、逐年での変化もみられず今後も細心の対策を取っていかなければならない状況にあるといえる。

(5) 災害の種類別死亡災害の発生状況

災害の種類別の建設業の死亡災害発生状況は、逐年でみた場合、図—4、5のように墜落災害、建設機械

表—2 工事の種類別死亡災害発生状況

年／ 工事の種類	土木工事													
	水力 ダム	トン ネル	地下 鉄	鉄道	橋梁	道路	河川	砂防	土地 整理	上下 水道	港湾	その 他	小計	
H18年	死亡者数	3	14	0	6	15	42	14	6	11	16	3	70	200
	割合(%)	1.5	7.0	0	3.0	7.5	21.0	7.0	3.0	5.5	8.0	1.5	35.0	100 (39.4)
H17年	死亡者数	1	2	2	5	7	61	22	13	14	12	5	63	207
	割合(%)	0.5	1.0	1.0	2.4	3.4	29.5	10.6	6.3	6.8	5.8	2.4	30.4	100 (41.6)

年度／ 工事の種類	建築工事					設備工事				分類不能	合計	
	ビル	木造	建築 設備	その 他	小計	電気 通信	機械	その 他	小計			
H18年	死亡者数	91	48	10	76	225	21	22	40	83	0	508
	割合(%)	40.4	21.3	4.4	33.8	100 (44.3)	25.3	26.5	48.2	100 (16.3)	0	(100)
H17年	死亡者数	77	40	5	81	203	29	18	40	87	0	497
	割合(%)	37.9	19.7	2.5	39.9	100 (40.8)	33.3	20.7	46.0	100 (17.5)	0	(100)

表一3 工事の種類別・災害の種類別の死亡災害の発生状況（平成18年）

災害の種類／工事の種類	土木工事	建築工事	設備工事	合計
墜落災害	46	110	34	190 (37.4)
飛来落下災害	16	13	6	35 (6.9)
倒壊災害	9	18	3	30 (5.9)
土砂崩壊等災害	15	5	0	20 (3.9)
クレーン等災害	4	2	0	6 (1.2)
自動車等災害	32	23	12	67 (13.2)
建設機械等災害	40	26	4	70 (13.8)
電気災害	1	4	7	12 (2.4)
爆発火災等災害	3	5	5	13 (2.6)
取扱運搬等災害	6	3	4	13 (2.6)
その他災害	28	16	8	52 (10.2)
合計	200	225	83	508 (100)

注) () 内は合計に対する割合(%)、太文字は建設業の三大災害。

等災害、自動車等災害で発生件数が多い。
 平成18年度の災害の種類別の建設業の死亡災害では、墜落災害が190人(37%)、次いで建設機械等が70人(14%)、自動車等災害が67人(13%)となっている。

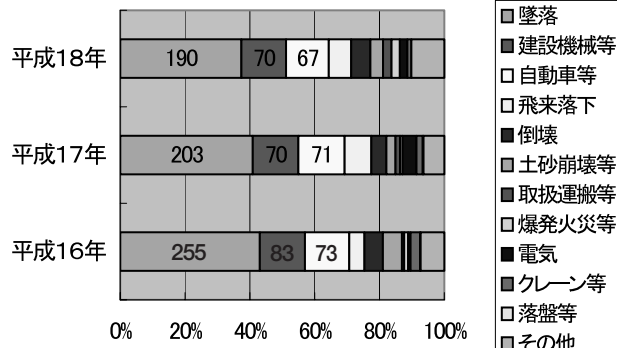
死亡災害の作業所別の発生状況は、窓、階段、開口部、床の端からが最も多く30人、次いで、屋根、屋上からが28人、足場からが26人、ガケ、斜面からが20人の順となり、これらで墜落災害全体の55%を占めている(図一6)。

(6) 三大災害の死亡災害の発生状況

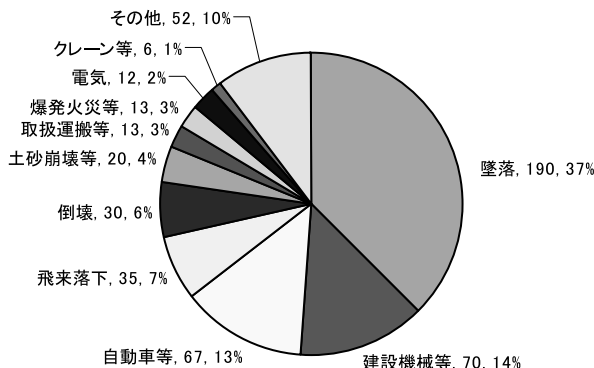
(a) 墜落による死亡災害の発生状況
 災害の種類別で約4割を占める建設業の墜落による

(b) 建設機械・クレーン等による死亡災害の発生状況
 建設業の建設機械・クレーン等による死亡災害の発

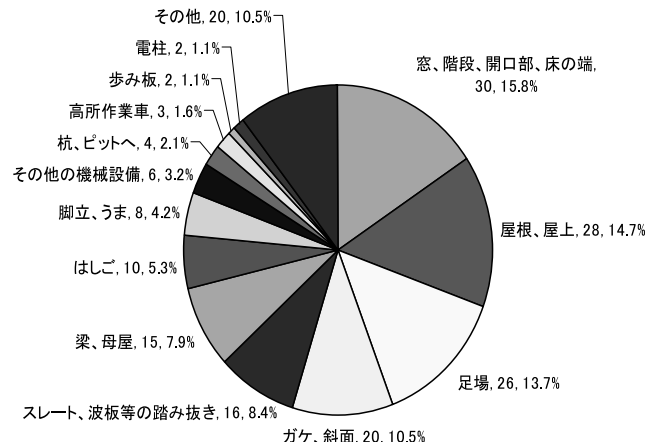
区分	平成16年	平成17年	平成18年
墜落	255	203	190
建設機械等	83	70	70
自動車等	73	71	67
飛来落下	38	41	35
倒壊	27	23	30
土砂崩壊等	29	14	20
取扱運搬等	5	7	13
爆発火災等	5	4	13
電気	17	21	12
クレーン等	14	10	6
落盤等	0	1	0
その他	48	32	52
合計	594	497	508



図一4 建設業の災害の種類別死亡災害の発生状況の推移

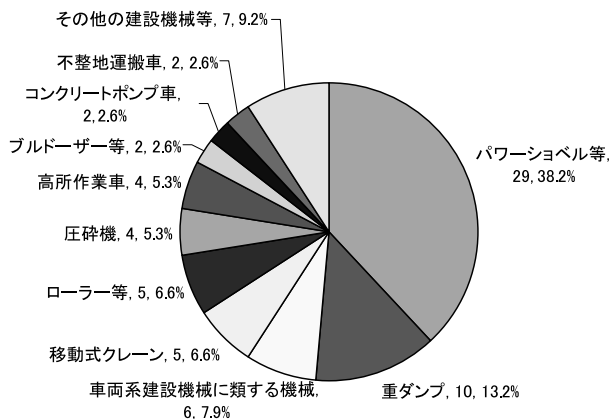


図一5 建設業の災害の種類別死亡災害の発生状況（平成18年）



図一6 建設業の墜落による作業場所別死亡災害の発生状況（平成18年）

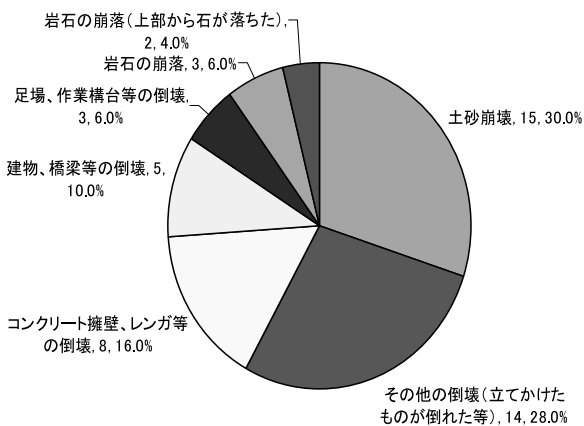
生状況は、図—7のようにパワーショベル等によるものが29人で、建設機械・クレーン等災害全体の約40%を占め、次いで、重ダンプ，車両系建設機械に類する機械の順となっている。



図—7 建設業の建設機械・クレーン等による死亡災害の発生状況 (平成18年)

(c) 倒壊・崩壊による死亡災害の発生状況

倒壊・崩壊による建設業の死亡災害の発生状況は、図—8のように土砂崩壊によるものが15人と最も多く、倒壊・崩壊災害全体の30%を占め、次いで、立ってかけていたものが倒れた等その他の倒壊災害、コンクリート擁壁、レンガ等の倒壊の順となっている。



図—8 建設業の倒壊・崩壊による死亡災害の発生状況 (平成18年)

(7) 熱中症の発生状況

今年もまもなく暑さの厳しい時期となる。そこで、熱中症の予防の観点から、熱中症による死亡災害の発

生状況について述べておく。

表—4は、熱中症による死亡災害件数(人)の推移をあらわしたものであり、平成18年までをみると全産業では毎年20人前後の死亡災害が発生しており、うち建設業での発生は表—4の累計平均で70%を占めている。

建設業では、当然夏場(7月・8月)にその発生が集中しているが、6月、9月での発生もみられるので、6月～9月の間、建設関係者は熱中症予防に努めることが必要である。

熱中症予防としては、夏場の建設作業では特に、無理をせず、無理をさせずに作業を行い、作業中はできるだけこまめに涼しい場所で休息をとるようにし、塩分を含んだ水分を身近な場所に置き、補給していく対応が必要である。

加えて熱中症予防には、熱中症の予防への十分な知識、さらに、応急処置の方法などに関する知識を付与することも重要であり、熱中症予防の安全衛生教育、情報の提供を現場関係者に行っていくことが必要である。

3. 労働災害の状況からみた安全衛生管理活動の取り組み方

全国安全週間を前にして、厚生労働省から公表された平成18年の労働災害の発生状況をみてきたが、労働災害防止に向けた安全衛生管理活動の具体的な取り組み方としては、冒頭のサマリーに記載した平成19年3月に発出された①厚生労働省の「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」の通達、②国土交通省の「平成19年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について」の通達、③建災防の「平成19年度建設業労働災害防止実施計画」、或いは「全国安全週間実施要領」などに基づく取り組みが必要になる。建設企業は、これらを踏まえ、工事の特性等を加味した「安全衛生目標」、「安全衛生計画」を定め、その内容を、PDCAを回しながら確実に実践していくことが必要である。

今後の安全衛生管理活動として、上記の通達、要領等の内容を踏まえ、特に、次の6点の取り組みを挙げることにするので、この点について十分に配慮された

表—4 熱中症による死亡災害の発生状況

業種/年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
全産業	18	24	22	17	17	23	17
建設業	13	16	18	11	13	13	14

安全衛生管理活動を建設企業関係者に期待する。

第1点目は、災害の種類別の対策として次に示す三大災害を絶滅する取り組みを一層推進する。

- ①墜落災害の防止では、開口部をなくすか、防護することへの取り組みが第一である。その具体的な方策の一つとして「手すり先行工法」、「足場先行工法」の普及を図ることも大切な取り組みとなる。また、墜落防止策の基本である墜落防護柵、安全ネットの配置、安全帯の使用も大切な取り組みとなる。
- ②建設機械・クレーン等災害の防止では、機械類の本質安全化を進めることである。建設工法・施工機械は、益々技術開発が進み高度化してくる。メーカーはユーザーに対し、より一層、わかり易い取扱い情報を提供することが必要である。また、ユーザーはメーカーに対し、使用状況をフィードバックし、互いが連携・協力して建設工法・施工機械が作業の安全面からも優れたものとなるようにしていくことが求められる。その道筋の一つとして改訂版の全建統一様式には、建設機械等使用届に接触防止措置欄が織り込まれた。その有効活用と記載内容に沿った接触防止措置の実行を図ることが必要である。また、移動式クレーン機構付き油圧ショベルの一層の普及も必要である。管理面の対応としては、誘導員の配置と、「誘導員なしではバックしない」ステッカー運動の積極的な展開を図ることも大切な取り組みとなる。
- ③土砂崩壊災害の防止では、作業計画の充実とその実行、土止め先行工法の普及・定着を図ることが大切な取り組みとなる。

第2点目は、安全パトロールを、安全スタッフ部署だけではなく、ライン部署が安全施工に責任を持って、全員参加で、しっかり実施することである。

安全パトロールでは、現状の不安全な状態、不安全な行動の除去のための改善指示と改善結果の確認を徹底する。加えて、今後使用する機械設備、作業内容に応じ、危険発生の前兆・兆候を察知し、どう取り組むのかについても工事関係者に質問し、必要な場合に今後の安全衛生対策を指示することにも重点をおく必要がある。

第3点目は、安全意識の高揚を図るため、地道に、

繰り返し建設工事関係者に対し、安全衛生教育を実施することである。特に、建設従事者に対する安全衛生教育、リスクアセスメントを織り込んだ職長・安全衛生責任者教育、統括安全衛生責任者教育、安全管理者教育などの推進を図ることが必要である。

第4点目は、安全衛生管理活動に対しP（計画）—D（実施）—C（評価）—A（改善）を回すことである。建設企業の安全衛生目標・安全衛生計画は、行政機関、建災防の安全衛生施策と、自社の工事の特性、安全衛生上の課題等を踏まえ、根拠を明確にした上で策定し、その実施事項を実施し、実施状況を評価し、評価結果を安全衛生委員会等に報告する。必要な場合に改善をする取り組みは、ライン部署、スタッフ部署が連携して建設企業組織全体で取り組む必要がある。工事現場においては、元請、専門工事業者の一体的な取り組みが必要である。

第5点目は、リスクアセスメントの推進である。建設現場に潜むあらゆる危険性・有害性を災害、事故になる前に取り除く安全衛生管理活動を実行することである。そのためには、何が危険・有害であるかを見極めることと、リスクアセスメントの結果から、その危険性・有害性を取り除く措置を決め、その措置を実行する実行力が求められる。

第6点目は、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の確立である。建設企業がこれまで培った安全衛生管理活動を後戻りさせないため、また、安全衛生管理活動をより組織的・継続的に、かつ、自主・自律的に実施するため、建設企業において、COHSMSに基づく仕組みを確立し、実施していくことである。

COHSMSの確立、リスクアセスメントへの対応は、労働安全衛生関係法令に基づく行為であり、COHSMSの確立、リスクアセスメントへの対応に取り組むことは、法令を遵守することになる。 JICMA

【筆者紹介】

山崎 弘志（やまさき ひろし）
建設業労働災害防止協会
主任安全管理士

